

会議録

名称	令和８年度第１回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和８年７月６日（月）午後２時００分から午後４時００分まで
会場	目黒区総合庁舎１階Ｅ会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、高島、依田、橋本 （区側）総務部長、総務課長、情報政策課長、学校ＩＣＴ課長、教育指導課長
傍聴者	０名
配付資料	＜事前配付資料＞審議会諮問文 審議会資料 審議会委員名簿 座席表
会議次第	１ 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介 ２ 会長あいさつ ３ 報告事項 （１）地方自治法改正に伴う情報セキュリティ基本方針の改正及び区ＣＩＳＯ執行体制の変更について （２）令和７年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について （３）令和７年度に実施した主な情報セキュリティ施策について （４）区立小学校における個人情報の漏えいについて ４ その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和8年度第1回審議会発言記録>

1 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介

会長	定刻より若干早いですけれども、御出席の皆様全員おそろいようですので、始めさせていただきます。ただいまより令和8年度第1回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。 議事に入る前に、本日の傍聴の状況につきまして、事務局からお願いいたします。
区側	事務局でございます。傍聴につきましては本日、今のところいらっしゃらない状態でございます。以上でございます。
会長	ありがとうございます。承知いたしました。 それでは、次第1、区からの委嘱及び事務局職員等の紹介について、事務局から説明をお願いいたします。併せて、委員の出席状況等についてもお願いいたします。
区側	(区からの委嘱及び事務局職員等の紹介) それでは、委員の出席状況につきまして、御報告を申し上げます。引き続き、名簿のほうを御覧いただきたいと思います。 本日、欠席の方がいらっしゃいまして、三柴委員、坪井委員、大野委員から欠席の御連絡をいただいておりますので、御欠席は3名となります。当審議会の委員は12名となっておりまして、定足数は過半数となります7名ということになります。本日の出席委員は9名となっておりまして、この定足数を満たしております。
区側	最後に、事務連絡2点ございます。1点目でございますけれども、目黒区で例年のことではございますが、5月1日から10月31日まで夏季における軽装化、いわゆる節電ビズを実施してございまして、原則として上着ネクタイ着用いたしておりませんので、御理解と御協力をお願いいたします。 また、2点目でございますけれども、審議会におけるパソコン利用、こちらにつきましては、本審議会が内容として機微な情報を取り扱うというところがございますので、録音したりとか、あとは外部との接触を行うことがない、そういう中でのパソコンの御利用をお願いしたいと思います。 以上でございます。
会長	ありがとうございました。

2 会長あいさつ

会長	本日の審議会は令和8年度の第1回目でございます。年度の初めでもありますし、委員の改選もありましたので、一言御挨拶させていただきます。 本日は、お暑い中、また梅雨の時期、湿気が強く、体力を奪われる中、お忙しいところ、
----	---

	御出席をいただきまして誠にありがとうございます。 本日、第1回目となります。皆様既に御承知のとおり、個人情報保護に関する法律が改正されて、個人情報の定義等について、民間事業者のみならず、国及び地方公共団体を含めた法律的な規定が設けられるなど、個人情報保護制度は大きく見直されました。現在、その施行から4年目を迎えております。社会全体のデジタル化が一層進展する中、個人情報を取り巻く環境も大きく変化しております。 しかしながら、このような時代の変化の中においても、行政が区民一人一人の個人情報を適切に管理し、確実に保護していくことの重要性は何ら変わるものではありません。こうした状況を踏まえ、本審議会の役割はますます重要となっております。委員の皆様におかれましては、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。 さて、審議会の運営につきまして、改めてお願いがございます。限られた時間の中であるべく多くの御意見を頂戴したいと思っておりますので、各委員の発言は審議事項につき明瞭かつ簡潔をお願いいたします。当然のことですが、区側の説明にも言えることでございますので、くれぐれもよろしくお願いいたします。 また、これらの御意見や審議会中で扱われた資料などは、当審議会の条例に基づく守秘義務が課されております。委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするとされているというところをいま一度御確認いただきたいと思います。 本審議会は、区として意思決定過程にある個人情報の取扱いや事故などを審議いたします。仮に審議会資料について行政情報開示請求がありましても、区としては目黒区情報公開条例に基づき原則不開示とするものです。 また、情報セキュリティ保護の観点からも、委員会で配付された資料を公表することはお控えください。審議会の内容などを審議会以外のお話になったり、御自身のウェブサイトで公開したり、ソーシャルメディアへ拡散したりということは、委員としての守秘義務に反することにもなりますので、厳に慎んでいただきますようお願い申し上げます。 簡単ですが、私からの挨拶とさせていただきます。
会長	それでは、今回は審議事項がございませんので、全て報告事項となっております。報告事項に入る前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。
区側	それでは、事前に郵送で皆様にお送りをさせていただいた資料でございますけれども、審議会資料は1から6までとなっております。本日、追加の配付資料がございまして、そちらの資料が3点となります。机上配付をさせていただいております、お手元を御確認いただければと思います。 まず、資料3、令和7年度に実施した主な情報セキュリティ施策についてというものでございまして、一部記載の修正をさせていただいたため、差し替えの資料を配付してございます。 次に、先ほど委員の出席状況のところでお話をさせていただきましたけれども、事前に欠席の連絡をいただいた委員がいらっしゃいましたので、資料5、第19期委員名簿と資料6、座席表、それぞれにつきまして欠席状況を反映したものをお配りしているものでございます。不足等ございましたら、お知らせいただければと思います。 以上でございます。

3 報告事項

(1) 地方自治法改正に伴う情報セキュリティ基本方針の改正及び区C I S O執行体制の変更について

会長	それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。 まず、報告事項の1、地方自治法改正に伴う情報セキュリティ基本方針の改正及び区C I S O執行体制の変更について、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約9分)
会長	ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、委員の皆様方から御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。委員。
委員	ありがとうございます。ちょっと資料を拝見していて、運用上変更することがあったのはどういった部分なのかということを1点伺います。 というのも、別紙2を拝見しても、例えば、マイナンバーに関しては新たに新設というふうにはなっていますが、その後ろのほうの、例えば情報システム全体の強靱性の向上、7ページのところ、(5)のところですが、これも既に規定済みというところもありますし、あと、セキュリティポリシーも既にほかの多くの自治体で策定できていないという中で、目黒区はきちんと対応されているというところがありますから、なかなか、逆、今回の変更といっても規定の整備を行ったくらいで、運用上あまり変化はないのかなと認識しているんですけれども、これに関していかがなのかということを確認させてください。以上です。
区側	ありがとうございます。7ページの(5)強靱性の向上というところは、新たに規定を設けたというところでして、国のガイドラインには入っていたんですが、当区の場合は入っていなかったというところで、新設というふうな記述にさせていただいているというところなんです。 このように、規定整備上、国のガイドラインには入っているんですけれども、当区の場合には入っていなかった、規定がされていなかったというところの規定整備を行ったというところが大きなところでして、では、それ以外の部分、具体的に何か運用上変わったかというところ、規定の中でいいますと、そこまで変わっていないというところがあります。 ただ、冒頭御説明を差し上げましたとおり、地方自治法改正の趣旨を踏まえた執行体制というところで申し上げますと、先ほども御説明のとおり、今まで副区長が議会を除く全てのC I S Oを網羅していたわけですが、なかなか教育における部分のシステムの運用とかにつきましては、かなり専門性があって、従前からの学校I C T課のほうで事実上管理をしていたというところがございますので、そういった運用実態を踏まえた体制の見直しというところで、別紙3のC I S O体制の見直しというところを図ったところがございます。 そういった意味では、規定の整備が主な今回の趣旨というところではございますけれども、運用体制の見直しに合わせた細かな部分の運用の整理というのを改めてしたというところが大きな点かなというふうに考えています。以上です。
委員	ありがとうございました。

会長	ほかの方はいかがでしょうか。委員。
委員	教えていただきたい点は何点か、あと、意見というか、希望を言いたいなと思っております。 教えていただきたいのは、横書きの先ほど資料の別紙2ですね。これの右から二つ目の国のガイドライン、これが自治法第244条の6の第3項でいう総務大臣の指針、こういう位置づけでよろしいでしょうか。
区側	はい。お見込みのとおりでございます。
委員	2点目教えていただきたいのは、区議会が入ったということで、議員さんもこのポリシーの対象になるという位置づけになったんですけど、その辺のところの意思決定は議決でされたのか、決議でされたのか、それとも議長の権限でやったのか。その辺はいかがだったんでしょうか。
区側	本件、区議会におきましては、この方針を定めるに当たりまして、議会運営委員会のほうで事前調整を行いました後、決定をしていただいたというところでございます。以上です。
委員	議会運営委員会ということですね。分かりました。 それで、今のところに関連してなんですけど、結局、区議会、それと教育委員会が共同策定というのはどのような形になるんでしょうかというふうに思ったんですけど、ほかの小さい行政機関は行政機関の委任ということになっていると思うんです。それで、資料1の別紙1ページのほうの右上のほうで、改正ということで、改正経過が書いてあるんですけど、共同策定になったというのはちょっと反映がよく分からなかったんです。というのは、従来から区長が策定していた指針を改正しているだけで、共同策定のちょっと形式が正直言って分からない。 通常、共同策定ですと、同じものを例えば議会なり教育委員会なりが策定して、同じものにそれぞれの決定番号が併記されるというのが普通かなと思ったんですけど、議会のほうの決定のところ、それから教育委員会の決定のところがなくて、これでは共同策定ではなくて、あくまでも区長の従来の決定の改正の位置づけになってしまっているんで、ここのところは共同策定というのが、どういう形で共同策定と言えるのか、分からなかったんで教えていただけますでしょうか。
区側	ありがとうございます。事務手続上は従前からの規定の改正というところで、区長グループで見た場合には改正という位置づけになっております。その上で、各区議会ですとか、教育委員会でのこの方針を共同で策定しますよという決裁ですね、議会であれば議長、教育委員会であれば教育長への協議といいますか、を経て共同策定しましょうということが決定をして、文書上、決定しているということでございます。 ですので、区長部局の決定に相乗りする、相乗りというのが適切かちょっとあれですけども、相乗りするような形で決定の手続が取られたというところでございます。文書系のほうへの確認も、決定に当たりましては確認しておりまして、そういうような手続の仕方で支障がないだろうというところの確認は一応受けているというところでございます。

委員	ありがとうございます。ただ、共同策定になると、通常は、私の私見ですが、通常は従来のもので1回廃止して、改正したものを審議して、それを三つの機関が決定し、それぞれの決定番号をつけて、今後は三つの機関の決定に基づくものだという形になるのかなと、思っていたものですから、目黒区ではそういう形ではなかったと。区長部局の改正案をもって、議会、それと教育委員会のほうで、これは自分たちも決定したことにしますと、こういう決定をしたということで整理されているということですね。分かりました。 続けて、基本方針について2点、報告ですので、意見というか、希望を言わせていただきたいと思います。まず、資料1の別紙2－4ページのところで、右から二つ目で、国のほうの中に情報セキュリティポリシーについて、資料1の別紙2－4ページ、定義2で「(4) 情報セキュリティポリシー、本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。」と書いてありますね。この規定が、実は目黒区の新しい基本方針では落ちているんですよね。資料1の別紙1－3ページの図でこの二つが、セキュリティポリシーですよという図があるんですが、やはり文言でこれは入れておいたほうがいいんじゃないのかなというのが1点目の希望です。 2点目の希望といたしまして、資料1の別紙2の一番最後、別紙2－8、左から二つ目の項目で、14の個人情報の適正な取扱いと、その下の15番の特定個人情報の適正な取扱い、これは右のほうを見ますと、個人情報、それから特定個人情報は情報資産に当然含まれているから、そちらのほうに書いてあるからここは要らないんだという、これも一つの考えだと思います。 だからなんですが、目黒区では昨年いろいろとありまして、個人情報の取扱い、特定個人情報の取扱いについて議会からも御意見があって、区長もそれを受けて、より厳密にやっていくということもおっしゃっていたということで、これを落とす必要はないんじゃないかということなんですね。やっぱり目黒区のスタンスとして、これは表出したほうがいいのかというのが私の希望です。 同ページ、右のほうですが、情報資産に含まれているということがありますので、例えば、14の「個人情報の適正な取扱い」というのがありますが、個人情報の前に「情報資産のうち」という言葉を入れて、情報資産に含まれているのは重々承知だけど、特に個人情報は適正に扱います。15番については、頭のところに「個人情報のうち」と入れてですね、特定個人情報はこういうふうに扱いますというようなところが入っていたほうがいいんじゃないかなというのが、昨年の目黒区の個人情報の取扱いのいろいろな動きを反映して、目黒区のスタンス、しかも、これ、この方針を公表するということですので、目黒区のスタンスがより明確になるのかなと思いますので、今言った言葉を定義すれば、情報資産の一部であったとしても、特出しですよという趣旨が出てくると思うので、御検討いただければありがたいなという希望です。 以上2点で結構です。
区側	ありがとうございます。今2点いただきました希望のうち、1点目については、別紙1の別紙1－3三角形の図で確かにお示しはしているというところではあります、とはいっても、今までの部分で分かりづらいよねというところは御指摘のとおりかなというところがありますので、御指摘を踏まえて、今後の改正の中で、そういった文言としての整備というところがやれるかどうか、引き続き検討したいというふうに思っております。 2点目の別紙2－8ページに関わる部分の個人情報の適正な取扱い及び特定個人情報の適

	正な取扱いというところでございます。ここの規定ぶりについては、非常に規定整備の中でも担当と私のほうで悩みました。目黒区の審議会でも、この二つについては適正にしっかりやっていかなきゃいけないよねということを我々も言ってきたつもりですし、委員の皆さんからも御指摘いただいていたところの認識があります。 そういった中で、今回、特に特定個人情報のほうが、議会を入れなきゃいけないというところが、この1本の規定整備でやっていくというところの方針が先に決まっている関係がございまして、その方針で行くというところを決めていく中で、議員さんが特定個人情報、いわゆるマイナンバーを取り扱うということは法律上あり得ないので、ここについて入れてしまうと、規定整備上ちょっと矛盾が生じるぞとか、そういったところで非常に悩ましいところが発生しまして、今回やむなく規定の中からは落とさせていただいたというところでございます。 ただ、委員御指摘のとおり、今まで当区においては、この2点の部分の規定というのは大きな意味、意義があったというところは思っておりますので、今後の規定整備の中で、できる部分、書ける部分については書いていくような整理を今後ちょっと引き続き検討していきたいなというふうに思っています。法律上ちょっと難しい部分があったというところは御理解いただけると幸いです。ありがとうございます。
委員	よろしく願いいたします。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、この件につきまして報告を受けたことといたします。

(2) 令和7年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

会長	続きまして、報告事項の2、令和7年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約7分)
会長	ありがとうございました。令和7年度の実施状況につきまして、皆様方から御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。委員。
委員	理解力不足な部分があつて大変恐縮ではあるんですけれども、資料2-5で(5)部分開示の理由内訳ということで、第三者情報というところが45件ありますけれども、自己情報の中にこういった形で第三者情報があり得るのかというのを、差し支えなければ構いませんので、どのような状況があり得るのかというところを差し支えなければイメージを教えてください。
区側	ありがとうございます。案件によってというところがございますけども、一般的な言い方をすれば、御自身の情報が記載されたものの中にほかの方のお名前とかが入っていると、そういったようなケースがあるというところで、全部を開示してしまうと、そういう方の情報が出てしまうというところで、第三者情報というところで部分開示というような決定をさ

	せていただいている、そのような御理解をしていただければと思います。以上でございます。
委員	ありがとうございました。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、令和7年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきましては、御報告を受けたということにいたします。

(3) 令和7年度に実施した主な情報セキュリティ施策について

会長	それでは、報告事項3、令和7年度に実施した主な情報セキュリティ施策について、御報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約21分)
会長	どうもありがとうございました。ただいまの報告事項につきまして、皆様方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。 委員、お願いします。
委員	前と比べまして、受講率も上がっている、参加率も上がっているということで、大変喜ばしいことだというふうに思いました。 私が何か基本的なところの理解が足りないのかもしれないんですけども、今回、審議会資料1において、CISO執行体制の変更という形で御説明を受けましたけれども、その中のところではCISO補佐官である情報政策監という存在は説明の中にはなかったように思うんですが、これは常にCISOとCISO補佐官とで様々なことを扱っていくという、そういう形で理解していいのか、どうなのか。そのところだけちょっと確認といいますか、基本的なところで誠に失礼なんですけれども、お伺いしたいと思いました。
区側	ありがとうございます。CISO補佐官でございますけれども、情報セキュリティ分野につきましては非常に多岐にわたるところで、なかなか副区长1人だけでは、引っ張っていたりですとか、新しい技術への対応、助言というのはなかなか難しいという現実がございます。そういった状況を踏まえまして、高度デジタル人材を外部からお一人連れてきてまして、副区长を補佐して、こういったセキュリティに関すること、あるいはCIOを推進するほうの取組も併せて、助言をいただいているというところでございます。 月に今8日来ていただきまして、各施策、セキュリティのほうと推進と、お一人、男性の方がいらっしゃるんですけども、助言いただいて、日々こういったところの施策に関与しているというところでございます。
委員	分かりました。ありがとうございました。そういう前提がちょっと分からなかったものですから、質問させていただきました。
会長	ほかの方、いかがでしょうか。委員。

委員	教えていただきたいことが一つありまして、資料３－６ページなんですけれども、（５）でアイウエオとあるんですけど、このオの内部監査人養成研修が、内部監査なのかどうか、ちょっと異質な感じがしたんですけど、ここはどうなんでしょうか。
区側	ありがとうございました。資料３－６ページのオ、内部監査人育成研修というのは、内部監査を行うための前提となる職員の育成というところですので、本来、内部監査の一部分、スタートの部分という意味での記述をさせていただいているというところなんです。この研修に参加した人が実際に１１課に行きまして、指摘をしたり、あるいは状況確認、ヒアリングをしたりするというところの研修ということになります。
委員	分かりました。密接なものだからこの項目に入っているということで理解すればいいですか。
区側	はい。
委員	続けて、今、委員からもありましたけれども、大分よくなってきた。いろいろと研修の工夫をしているとか、それから訓練の工夫をしている。それから、いろいろと点検や監査したところで、いろいろとみんなが知ったほうがいいものをフィードバックしている。非常にいいと思います。ぜひこれからも工夫をしていただければいいと思います。 その中でちょっとやはり気になる点が、研修受講率、それから参加率のところで、１００％じゃないところがあるのは分かるんですけど、たしか去年も同じこと言ったんですけど、基本的に、例えば資料３－４ページのほうの１回以上研修は、これ悉皆だというふうに先ほど説明ありましたので、ということは１００％じゃなければおかしいということで、８年度は１００％にするということなんですけど、去年も言ったように、実は一昨年もですけど、受けていない人に対して、それを把握して、それで受けなさいよというふうに言うのも、これは組織としての責任ではないかということで、その中でどうしても正当な理由があって受けませんという人がいれば、そこは１００％切れる、それが１００％を切る説明として、区民に対して説明できるところですよということを言った記憶があります。 それは資料３－５ページの参加率、これも１００％のはずですので、これが１００％行っていないところは同じかなと思うんですね。このところで組織的にそういう受講していない人を把握して、呼びかけしているって先ほどおっしゃっていましたが、ある意味、服務になっていると思うんですね。前から同じことを言っていて申し訳ない。職員の服務ですから、これを受講しないということは服務違反になってくるよということで、やはり組織的な強い受講への、取組ですね、これが必要なのかなと思っています。 特に今年度は、昨年度は、先ほど言いましたけれども、区議会からいろいろとしっかりやってほしいという声も上がって、それを受け止めて区長部局のほうも頑張っていらっしゃいますので、今年はぜひ、正当な理由がない人はやはり全部受けるという、そこをぜひ１００％目指してやっていただければと思います。 また、資料３－９ページ、これも去年言ったことなんですけど、一番下の右のところで目標値が平均対策レベル４．００となっていますね。一番下のところですね。これ去年も言ったんですけど、平均対策レベルが４．００ではなくて、対策レベル３以下がないことだと思うんですね。対策レベル３以下がないのが必然的に平均４を超えちゃうと思うんです。だから、平均４

	を目標値にして、対策レベル4プラスがあって平均4がというのもやっぱりよくないと思いますね。だから、対策レベル3以下がないと、結果的に平均4以上になりますと。これが本当の目標かなと思いますので、ちょっと御検討いただければと思います。 以上です。
区側	ありがとうございます。まず、1点目の3－4ページ、目標を100%にというところはおかねてから御指摘いただいているところでして、本当に服務の一部というふうに位置づけてやっていかなければいけないというところは、かねてから思っているというところでございます。 そういったこともありまして、研修の開催、例えばセルフチェックとかでもそうなんですけれども、受講していない職員を具体的に特定をし、そして、管理職、課長さんに、この方は具体的に受けていませんよというところは声がけをしてくださいということで、名簿をつけて取組をやっているところもありまして、徐々に上がっていったというふうに思っております。 それでもなお受講できない、特殊な休暇に入られている方とかいうのはどうしても出てきてしまうというところはあるんですが、そういった方はそもそも母数に入れないとか、そういったところの取組も当然やってはいるんですけれども、なかなか正当な理由がないところの理由の把握というのは、1件1件各課ヒアリングしなきゃいけないというところがあり、難しいところではありますけれども、ヒアリングもしながら、100%を目指していく。 場合によっては、受講していない場合については、今年度も副区長とも話をしている中で、そもそも事務を行っちゃいけないよね、まずいよねというところの課題意識を持っておりまして、是が非でも受講してもらうように何か取組ができないのかというところは一緒に考えていこうということを今年度まさに先日話をしていたところですので、そういったところの取組も含めて、しっかりやっていこうかなというふうに思っております。 もう1点目、資料3－9ページのところでございますが、確かに数字上、昨年でしたかね、今まではこの対策レベル4プラスのところは5という表記になっていたんです。今回、4プラス、5にしちゃうと数字上おかしくなっちゃうので、4プラスというふうに表記を変えたところですが、思いとしては、委員御指摘の対策レベル3以下は絶対ないよという状態に持っていくというところでの意味合い、数字上は平均対策レベル目標値4.0、対策レベル3が1個でもあれば3.いくつかとか、数学上、数字上はなるんですけども、言っている意味は同じところでは、我々の思っているところでは同じでございます。 ただ、表現のところが多少分かりづらいというところがありましたので、そこら辺、ご指摘を踏まえて、変更については検討していきたいなと思っています。ありがとうございます。
会長	委員、お願いします。
委員	ありがとうございます。4点ありまして、まず、1点目、2点目に関しては、資料3－1ページ、最初のページのところでございますけれども、令和5年度に公募型プロポーザルにより事業者選定を実施し、それで開始したということですが、1点目として、その効果というのはどのように感じていらっしゃるかということをお改め御教示いただけたらと思います。 2点目としては、それを踏まえてですけども、現在の事業者さんをお願いしていくに当たって、今、課題だと思っているところ、もしあれば、ぜひおっしゃっていただけたらと思います。

区側	次に3点目、資料3－7ページ、先ほど委員からも受講率に関して、また、他の委員からもございましたけれども、この受講に関して、危機管理部とか文化・スポーツ部とか、あとは教育委員会事務局とか、去年より逆に数字が下がってしまっているところもあると思うんですけれども、こういったところに関してはどういった要因があったのかということをお伺いしたいと思います。 それと併せてなんですけれども、今後100%に向けて頑張っていくというところ、いろんな工夫されているというところも伺いましたけれども、さらなる打ち手を考えていかないと100%というのは難しいのかなと思っていますし、一方で、こんなことをやっていこうというもの、恐らく腹案があつたというふうに思っておりますので、どのような、100%に持っていくための具体的な打ち手として次にどんなことを考えていらっしゃるかということも併せて伺えたらと思います。 最後、4点目として、資料3－8ページというところで、模範的なところということで4プラス、4点あったということで、なかなかプラスアルファの部分があるというのは行政で珍しいなと思っているところもあるので、こちらに関しては水平展開といいたいでしょうか、こんな事例があつたよということをほかの課にも伝えていくとか、あと、どうやってそれを広めていくとか、そういったところに関して何かお考えあれば、ぜひ伺えたらと思います。 以上4点になりますが、お願いします。 ありがとうございます。4点にわたる御質疑、順次御回答差し上げます。 1点目、資料3－1ページに関わる部分で、委託事業者を導入した効果というところでございます。このセキュリティに関する分野はかなり専門性を有するというところで、今、事務職の職員2人と、課長も事務職ですけれども、取組をやっているというところでございます。システムに関する知識を有している職員というのはなかなかいないという状況の中で、この分野を展開していく、あるいは企画立案していくというのは非常に困難を極めている中で、そういった知識を有する事業者が手を差し伸べて、ああしたほうがいい、こうしたほうがいいということで御助言をいただいているというところは、職員としても非常に大きな後押しをしてくれているなというところを感じております。 と同時に、単にセキュリティの部分というのはやればよいというものではありませんので、やって、それでPDCAを回していく中で、どんな改善ができるのか、どういった取組につなげていくと次年度もっと高められるかという御助言もいただいたりしておりますので、そういったところを踏まえながら、こういった取組のさらなる向上、レベルアップというところにつなげていっているのかなというふうに今感じているところでございます。 そして、同様に2点目、現状の課題というところでございます。本件、セキュリティに関するプロポーザルでは5年度に実施いたしまして、今年3年目を迎えます。一般的にプロポーザルについては、システム関係は5年なんですけど、そういった委託関係は3年ということで、今年がプロポーザルの再度のやり直しの年というところでございます。 なかなかこの課題というところは、PDCAサイクルを回していくところも御助言いただいているものの、何が効果があるのかというのは正直目に見えづらいというところがあります。これは民間企業でも同じでして、このセキュリティの部分、意識やスキルの部分というところにどう呼びかけをしていったら効果的なのかというところは見えづらいので、そこをどうにか可視化したいなという思いはあるんですけれども、私自身もそういった部分で答えが出ないというところ、民間でも同じではあるんですが、そういったところで課題があるかなというふうに思っております。
----	--

	ただ、委託事業者を入れて進めていくという中では、職員の手間が省けているとか効果が出ているというところでは、総じていいのかなというふうに思っているところでございます。 3点目、資料3－5ページに関連した受講率が一部下がってしまっている所管課というところでございます。一部下がってしまっている所管課はあるんですけども、そういったところはこういった背景かというのはなかなか難しいところがあります。小規模な所属だと、1人2人欠けますと、それが数字として大きく出てしまうとか、そういったところがあるのかなというところで、資料3－5ページないし資料3－4ページのほうがそういった事例のところが多いのかなというふうに思っております。どうしても小規模所属だと、そういった数字のマジックといいますか、が出てしまうのかなというふうに思っております。 そして、資料3－8ページに関連した部分ということで、4プラス、好事例の展開というところの御質疑を最後にいただいたと認識してございます。良い取組は、これも全庁展開、水平展開していくということが必要というところで、具体的には月1回、全国のセキュリティインシデントの状況というのを、委託事業者が把握している内容の範疇にはなりますが、展開してくれていまして、それを職員に公表したりして、共有したりしているところでございます。 そういった中で、いい事例ですとか、あるいは全国のセキュリティで失敗している事例とかも併せて水平展開していくということを現にやったりしておりますので、その中に含めて展開していこうかなというふうに思っております。私からは以上です。
委員	ありがとうございました。
会長	ほかの方がいかがでしょうか。 では、私のほうからも。研修受講率の点は、部局の人数で、急に研修日に事情があって受講できなくなったとかいう事情があればというのは分かるんですけども、危機管理部の重要な部署で受講率が下がっているというのはやっぱり見栄えがよろしくない。この後の報告にもつながりますけど、保育園のほうでは紙資料も活用し受講率を改善した、教育委員会のほうで下がっているという、特に個人情報を大量に扱う部署の一つでもありますので、できれば危機管理と教育委員会のあたりは下げずにフォローアップするなど頑張ってもらいたいと思うところがあります。 やむを得ない事情があるというのは承知をしておりますが、例えば、事情があって受講できない人に対して、後から受講機会を可能であれば設けるとか、あるいは保育園でやっているように、PCやタブレットを使ってやるのが難しい場合には紙で実施をするとか、最低限、前年度並みは維持できるように頑張ってもらいたいと思った次第でございます。 それから、各委員からも御指摘があったところではありますけれども、目標値4.0のところは、この基準を設ける側としては、3以下がないようにという思いがあって、多分、こういう表現を見た場合にはトータルで4を超えていればいいでしょうと思われてしまうといけませんので、その辺り、御指摘、御発言ありましたように、表現の仕方を工夫していただいて、意識づけを変えるようにしてもらいたいのかなと。 それから、今回、障害施策推進課で1があって、これはシステム上の問題が業務上は見えていなかったがゆえに意識づけにつながらなかった、こういうのはほかの業務でも多々ありそうですね。一度、研修の機会にこういった業務がないのかどうかというのを洗い出しをしていただいて、重大インシデントにつながってからでは遅いので、まずは一旦洗い出しをして、こういうことが引き続かないようにしてもらえるといいのかなと思った次第です。よろ

	しくお願いします。
区側	ありがとうございます。3点にわたる部分です。危機管理ですとか教育とかというところの数字が落ち込んでいるというところについては、真摯に受け止めて、しっかり対応していきたいというふうに思っております。 先ほど委員から3番目の質問で、打ち手の部分、御質疑いただいて、ちょっと私、発言が漏れておりましたが、今、会長言ってくださったとおり、期限を過ぎても持っていくというところは一つ効果的な手段かなというふうに思っておりますので、そこはしっかり受講してもらう、期限を超過しても受講してもらうということはしっかりやっていきたいなというふうに思っております。 そして2点目、目標値が3以下の部分の取扱いというところについては、御指摘のとおりですので、今年度しっかり改めをしていく方向性で整理をしたいというふうに思っております。 そして最後、障害施策推進課の部分ですが、やはり意識が欠如してしまうというところは、他課でも起こり得るというところに立って対応していかなきゃいけないという点においては、そのとおりだなというふうに思っております。 幸いにして、当区の場合、マイナンバーを取り扱う部署を対象にした訓練、この中にも書いてございますけども、というのがありますので、そういった中でも意識づけ、ここはマイナンバー取り扱い課だよね、マイナンバー取り扱い事務だよね、というところの意識づけはできるかなというふうに思っておりますので、そういった職員が1人も出ない状況の把握をできるような工夫ですとか呼びかけというのはしっかりやっていこうかなというふうに思っております。ありがとうございます。
会長	ありがとうございました。それでは、改めまして、委員の皆様方よろしいでしょうか。 それでは、本件につきましては、報告を受けたことといたします。どうもありがとうございました。

(4) 区立小学校における個人情報の漏えいについて

会長	それでは、報告事項の4に参ります。区立小学校における個人情報の漏えいについて、御報告をお願いいたします。
区側	(資料より説明) (約8分)
会長	ありがとうございます。本件につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。委員、お願いします。
委員	大体状況は分かりました。ありがとうございます。 一番最後のところで、再発防止策でeラーニング研修を実施し、徹底いたしますという説明ありましたが、これは4月4日付で4月14日にホームページ掲載されていますね。そうすると、2か月ぐらい、2か月、3か月たっています。そうすると、この研修の状況がそろそろ教育指導課さんにも来ているのかなと思うんですが、何かその状況いかがでしょうか

	というところを1点お願いします。
区側	ありがとうございます。現在まさにこの研修を行って6月、7月という時期ですので、今、各校でそれぞれ教育課実施中ということではございます。先ほどの件も絡みますが、この研修を受けたからということだけだとは思っていませんが、まずもって基本的に研修をしっかりと実施をするということが大切だと思っておりますので、私ども事情がなければ100%ということで、しっかりやってまいります。以上でございます。
委員	すいません。eラーニングの研修の状況はどう理解したらいいんですか。
区側	今まさに実施中でございます。
委員	ちょっと遅くありませんか、7月の段階で。そもそも、これ12月2日に発生、教育指導課さんに情報がいったのは12月25日ですよ。ですから、もうちょっと早く動いて、教育指導課さんが非常に頑張って動かされたのは分かったんですが、ただ、それに対して、eラーニングと研修したら、4月の新体制になった瞬間に、これを即、校内の研修の最重点として、こんなことがあったんだと。特に新しい先生は、校務用パソコンと学校情報用の生徒1台と共有しているパソコンのその辺の使い方が分からない人がいたら、重点的にやってもいいのかなと思ったんですが。したがって、4月のときから3か月たっているんで、eラーニングも全部終わってもいい頃かなと思ってるんですが、実施中というのはちょっと遅くありませんかと思うんですが、いかがでしょうか。
区側	はい。おっしゃるとおりです。失礼いたしました。すいません、今から早めるというわけにはいかないんですけど、実施中ですので、しっかりやってまいります。
会長	委員、お願いします。
委員	委員が御質問あるみたいところで割り込んですいません。そもそも着任のときに、学習用情報端末と、それから校務用のパソコン端末については、しっかりと研修をするというか、理解を深めておくということが基本なんじゃないというのが思うところであって、若くて不慣れであったということがちょっと言い逃れにはならないのではないかなと。その辺りのところは着任のときからしっかりとやっていただきたいというのが私の希望でございます。
区側	私のほうからお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、着任のときからしっかりと研修をしていくべきだと考えております。教育委員会のほうで学校に対する研修というのは今、年間4回程度行っておりまして、先ほどの指導課が行っておりますeラーニングでは個人情報保護の観点、あと、学校ICT課が7月、8月に動画視聴の情報セキュリティの研修を実施しております。こちらにつきましても、今回の事案も一つの案件として示しているところでございます。 また、11月に学校監査、12月から1月にオンラインのセキュリティセルフチェックという形で実施しておりまして、こちらも100%を目指す形でやっているところでございます。 ただ、このように、学校で様々、個人情報の漏えい等の事象が起こっているということで、

	全体のセキュリティ統括しております学校 I C T 課といたしましても、まず、この四つの研修について、今、御指摘いただいたことも含めまして、時期もそうですし、内容もそうですし、今のこの形がベストなのか、ほかの自治体の研修も含めて何かもっと効果的な方法がないか、また、ひとつひとつの研修の内容については質を上げるということを毎年やっているんですが、それ以外に方法はないのかも含めて、今検討しているところでございますので、また、質を上げて、こういう事故が起こらないように進めてまいりたいと考えております。以上です。
会長	委員、お願いします。
委員	今お聞きいたしましたけれども、教育上のコンプライアンスみたいな基本的な問題かなと先ほどからお聞きしておりまして、e ラーニングの研修をしたというだけでは根本にはつながらないかなと思いますので、今おっしゃっていた定期的な研修というところちょっと弱い気がしますので、法令的に遵守していく教員として、基本的な個人情報との関係ですので、徹底したその辺りの研修といいますか、指導といいますか、そういう多くの教員が目を向けていくようなシステム、それが重要かなと。 先ほどの委員方おっしゃったこと、皆さんがおっしゃったことは全く同感でありまして、基本的な点でしかないのかなという、そもそも論が根本的に説明役務を欠いている状況ですので、そこはとても重要なところかなと思います。その研修をする必要があるかなということを感じる次第です。以上です。
区側	基本的な部分はおっしゃるとおり、徹底して、教員の意識向上を図っていくというところが全てだと思っております。また、新しい技術ですとか様々な新しいセキュリティにも対応していかないというところもございますので、そういうところも含めて、日々更新されていくセキュリティの部分、その新たな課題についても日々教員の意識を高めるような取組をしていきたいと考えております。
区側	では、私からは教員としての基本的な姿勢というところでは、教員というのは、チームで学校は動いておりますので、例えば、校長は全体的な学校経営方針を示して、そして、それを実現するために、それぞれの教職員が自分の役割に応じて協力しながら、より充実した教育の実現に向けて取り組んでいるということになります。 先ほどの話の中にも、私は教職員のコミュニケーションの十分な円滑な接続を図り、十分な円滑なコミュニケーションが図られていないというところに最大の課題を感じています。こういったときに、お互いに聞き合う、そして、しっかりと確認をして話をするというような職場環境にするためには、まず、校長が気軽に話ができるような職員環境というか、職場をつくっていくということが大切ですので、私どもは年度当初そういった話をして、もちろん学校においては経営方針に従って進めています。 また、先日、議会等でも御質問いただいておりますけれども、例えば、校長があまりにも高圧的に言うというようなところについてのハラスメントについては、しっかりと服務事故防止月間というところがございますので、そういった機会でも円滑な職場環境をつくっていく。そして、何か困ったことがあったりというときはお互いに言い合う。また、何かミスをしたときにはすぐに連絡して、もちろんミスがあって、すぐに早期解決をしても今回漏えいをしましたから、インシデント報告、こういった形の報告はしなければいけないことにはなりま

	すが、それであったとしても、未然に防いで、次につなげていくということが大切だと思っておりますので、今回の件では、私どもは校長に対してそういう話をしまして、また、当課で指導主事という者がおりますので、学校に最低限でも月レベル1回では必ずそれぞれの学校を回っています。そして、授業も見ていますので、そういった状況で教員の状況、また、管理職への聴き取りを行って、継続的にこれからもこういった職場環境の充実を基に、服務事故の防止、情報漏えいの防止に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。
委員	先ほどの委員がおっしゃたことと同じことなんですけれども、本件についてeラーニング研修をされたということなんですけど、本件では、eラーニングも大事です。ただ、これはこういう具体的な事例があったということで、職員会議の前後の時間を活用するなどして、直接、管理職から全教員、職員会議で職員の方、教員以外の方が入ることもあると思うんですけれども、そういうeラーニング以外の手法も有効だと思います。特にこの案件はeラーニングよりも管理職からこういうことがあった、まさに会長がおっしゃったように、コミュニケーションをしっかりとしながら、仕事を頼むときは何をどうやるのか、個人情報の管理の観点からしっかりと意識してやるようにとか、職員会議を毎週基本的にやっていると思いますので、その前後の時間をうまく活用してやるといいんじゃないかなと思ったところです。 特に、教育委員会で昨年ぐらいから情報漏えいの案件が割と多く散見されるので、それごとにきちきちと教育委員会さんの中で受け止めて、eラーニングも大事ですけれども、本当に個別の案件として問題点を各学校の中で徹底していく、こういう意識を引き続き持っていただければと思います。以上です。
区側	ありがとうございます。先ほどeラーニング研修はやると言いましたが、eラーニングは後で詳しく改めて見返すために行うものであり、まずもって一番最初に私どもは、校長に対しては、職員会議等の機会を通して、全ての教職員に対して、例えば個人情報の法律の理解、定義の確認、あるいは今回の事案、それに関連して都内で行った個人情報に関する服務事故に関すること、これを必ず伝えて注意喚起を図るようというのをお話をしたところでございます。 先ほどもお話ありましたように、確かに昨年度もそういったことがありました。なかなか私どもこういったところで毎年こういった報告をしなければいけないというところについては、本当に申し訳ない思いがあるわけでございますけれども、しっかりと一つ一つのことを糧にして、こういったことがこれから起こらないようにということで、その場の、まずもって早期での直接の指導、併せて、見返すためのeラーニングというような様々な手法を取って、個人情報の漏えい防止に向けて努めてまいりたいと思います。
委員	ぜひお願いします。 それで、もう1点気になったのは、教育指導課長さんは非常にしっかりと説明されていますけど、特に例えば学校現場でこういうことをやれと言ったものの、そのフィードバックですね。いつやったのかというのは把握したほうがいいんじゃないかと思うんです。eラーニングをどれだけやっているのかを含めて。やるように指示するのも大事ですが、逆に、やったことのフィードバックで実績をきちっと把握する、これも大事になってくると思うので、そこもよろしくお願いします。
区側	今回の件につきましては、しっかりとそれぞれ行ったというのを個別に確認をさせていた

	できました。今後もそういったことが絶対起こってほしくはないところですが、事案ごとというよりは、定期的に私どももこういった周知喚起をして、しっかり個別に、こういった会議を開きましたよねということについては確認をしてまいりたいと思います。以上でございます。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。委員、お願いします。
委員	いろいろ事後的な対応をされていることはよく理解したんですけど、一番最初の発端としては、そもそも使うべきでない機器を使って会議録を作ったということがそもそもの発端だと思うんですけども、こういうものに対しては、例えば、この機械では個人情報、プライバシーに関するものは作らないというようなことを、いっその機器のところに貼りつけてしまうとか、そういうようにはいかないのかなと思ったんですけど、そういうことを書いて、生徒の前で機器を置いたりすると、書かれていることが不信だとか思われるということなのかな。一番最初のところの、その後のことは非常にeラーニングだ何だということではないと思うんですけども、一番最初の初歩的なところをいかに防止するかということが大事なんじゃないのかなというふうに思ったんですけど、その点はいかがなものなんでしょうか。
区側	物理的な対応やシステム制御など、様々手法があると考えております。今回の事案についても、そもそも共有フォルダを閉じるかどうかということも含めて検討しましたが、授業でかなり利便性が高いというものですので、この利便性とセキュリティのトレードオフの関係になると思いますが、今回の事案に関しては、なかなかそこは制限をかけることは難しいというところでした。 目に見える形で端末に貼りつけるというの、可能性としてはシール等を張るというところもあると思いますが、本来、教員自体がそういう子供に様々な個人情報等の取扱いについて指導しないといけない立場になりますので、まずは研修等でしっかりと認識を高めていただいて、その端末を見て、駄目だというふうに考えるんじゃなくて、頭の中でそのことはしっかり分かっているような形で進めていきたいというふうに考えております。以上です。
委員	そのお考えはよく分かるんですけども、よく工場だとか何とかでも、教育の場所とそういう場所って違うとは思うんですけども、ただ、先生もいろんな情報をたくさん指導したり自分が持っていたりしなければいけない中で、全てのことに全部自分の頭の中で処理をしなければいけないというのは非常に負担感が多いような気もするので、間違ってしまう危険性がないような形で視覚的に対応できればいいなと思いました。
区側	分かりました。ありがとうございます。おっしゃるとおりで、様々な事案があると思いますので、視覚的に対応しないといけないものというのはそのような対応を考えていきたいと思います。今回の案件については基本中の基本のところでございますので、この点については、必ず教員それぞれがあってはならないことというふうに認識を高めていくことが大事だと思いますので、御意見いただきまして、ありがとうございます。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。 じゃ、最後に私からも。このところ毎年というか、毎回、個人情報の漏えいの報告を受けて、同じようなことを言わなければならないというのを非常に残念に思っております。

	今回の件については、教育委員会のほうからも御指摘があったように、上司に報告をしない、それから、先輩が後輩にきちんと業務の伝達をしないというのがそもそもの出発点。先ほどの委員からも御指摘があったように、特に若い入職したての先生であれば、学校内の校務の分掌その他の把握が十分ではないといったときに、視覚的な面も含めて、仕組みで対処できるところはやっぱりしたほうがいいと思うんです。 あるいは、繰り返し課長さんからお話があるように、上司に話を持っていくための心理的安全性を校内でどうやって高めていくのか、あるいは教員同士でのコミュニケーションの取り方校内での安心感、教員同士が気軽に雑談ができるような話ができる安心感をどう高めていくのか。場合によっては、課長がおっしゃったように、ハラスメント研修の一環として、管理職対象に、校内で安心して話ができる環境をどうやってつくるかというのも、こういう初歩的なミスを減らす一助になる。 我々はつい漏えいがあったときにどうやって防ぐかばかり考えがちなんですけども、これだけ情報機器やネットワークが普及している中で、事故は起きるものであると考えて、起きたときにどう素早くリカバリーするかですよね。その点については、ほかの先生方も研修に向けての時間的なスパンが空き過ぎじゃないかというのも一つ。 年末年始にかかってしまったというのも大きいとは思いますが、そういうのも含めて考えたときに、システマ的あるいは仕事の仕組み的に防げる部分と、そうではない部分はちゃんと切り分けをして、仕組みで防げるものについては、あらかじめ防げるようしてしまうというのが一番ではないか。 先の委員をはじめとして、ほか委員方もその点を十分御指摘されたと思いますので、先生方、教職員の方々が今いろんなことを抱えて物すごく忙しいというのは十分承知をした上で、さらに研修だ何だといって、しかも、これも服務の一環だから必ずやりましようとなると、覚えなきゃいけないこと、教えなきゃいけないことがいっぱいあって、ベテランの先生はいいかもしれませんが、特に若い先生は、自分が教える科目以外に覚えなきゃいけないことがいっぱいあって、そこでミスが起きるということも十分考えられますから、仕組みで防げるところは仕組みで防ぐ、漏えい事故が起きたときには素早く対処できるというものを業務できちんと教職員の人に把握してもらうということが、各委員方からも十分御意見あったと思いますので、徹底していただければいいのかなと思った次第です。次回こそは学校関係でこういうことのないように希望しております。よろしくお願いします。 それでは、皆様方から特にないようですので、この件については御報告を受けたことといたします。どうもありがとうございました。
--	---

4 その他

会長	以上をもちまして、本日の予定の次第は終了いたしました。 次回、第2回の審議会でございますが、令和8年10月5日の月曜日、の14時から2時間程度を予定してございます。 その他、事務局から連絡事項がございましたら、お願いいたします。
区側	事務局からでございます。本日の会議録につきましては、後日事務局のほうから取りまとめをしたものを案として出席者の方々にお送りをさせていただきます。お手数ですが、届きましたら内容の確認をお願いいたします。

会長	また、会長からも御案内いただきましたけれども、今後の審議会の日程につきましての再度の御確認です。第2回目は10月5日、第3回目は令和9年の2月8日、こちらを予定してございます。いずれも月曜日の午後2時、14時から2時間程度ということで予定させていただきますので、よろしくお願いいたします。 事務局から連絡事項は以上でございます。 ありがとうございました。2時間にわたり様々な御意見頂戴してありがとうございました。何とか定刻どおり無事2時間で終えることができました。これも皆様方の適切な進行と感謝しております。 それでは、本日の次第は全て終了いたしましたので、以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。
----	---

以 上